



隔月検針請求の実施について

令和8年4月から水道メーターの検針及び料金請求を「**2か月に一度**」に変更させていただきます

①背景について

人口減少によって料金収入の減少が続いておりますが、老朽化していく水道管や水道施設の維持・更新費はこれまで以上に増加しているため、業務効率化やコスト削減のために取り組むものであります。



②検針月と地区について

市町毎によって「奇数月検針」または「偶数月検針」となります

	検針地区	検針月
奇数地区	龍ヶ崎市 牛久市	5・7・9・ 11・1・3月
偶数地区	取手市 利根町	4・6・8・ 10・12・2月

給水区域を2分割し、それぞれ奇数月・偶数月検針区域に振り分けます。検針は対象月の1～8日までの間に行います。



検針日がこれまでと前後する場合があります。
※令和8年4月の検針は偶数地区のみ検針しますが、4月分（3月使用分）の1か月分の検針及び請求を行います。奇数地区の検針及び請求は行いません。
※隔月検針請求移行に伴うお客様のお手続きはございません。



③料金算定について

上下水道料金は、検針で得られた2か月分の水量を均等（前月分・当月分）に使用したものとみなして算定し、2か月分を合算して請求します。（算定する際に生じる水量の端数は前月分に加算します）

7月1日の検針水量が45㎡のとき（口径20mmとする）
前月分として5月1日～6月1日に使用した水量は23㎡
当月分として6月1日～7月1日に使用した水量は22㎡

前月分23㎡の上水道料金
(基本料金)+(従量料金)
1,710円+3,290円 = 5,000円（税抜）

当月分22㎡の上水道料金
(基本料金)+(従量料金)
1,710円+3,010円 = 4,720円（税抜）

・公共下水道を御使用のお客様は別途下水道使用料金が加算されます。

7月分の料金は9,720円+972円 = 10,692円（税込）

納付書払いの場合

7月分の納付書は7月末に翌々の10日（9月10日）で発送されます。

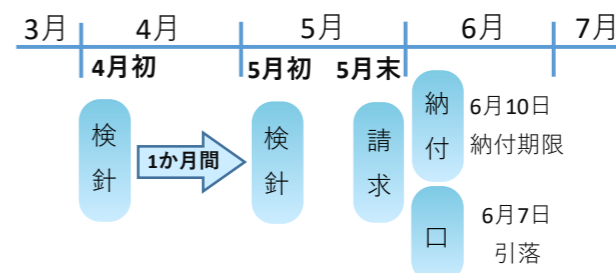
口座振替の場合（申請は書面受付）

7月分の口座引き落としは翌月の7日（8月7日）になります。

クレジットカード払いの場合（申請はWeb受付）

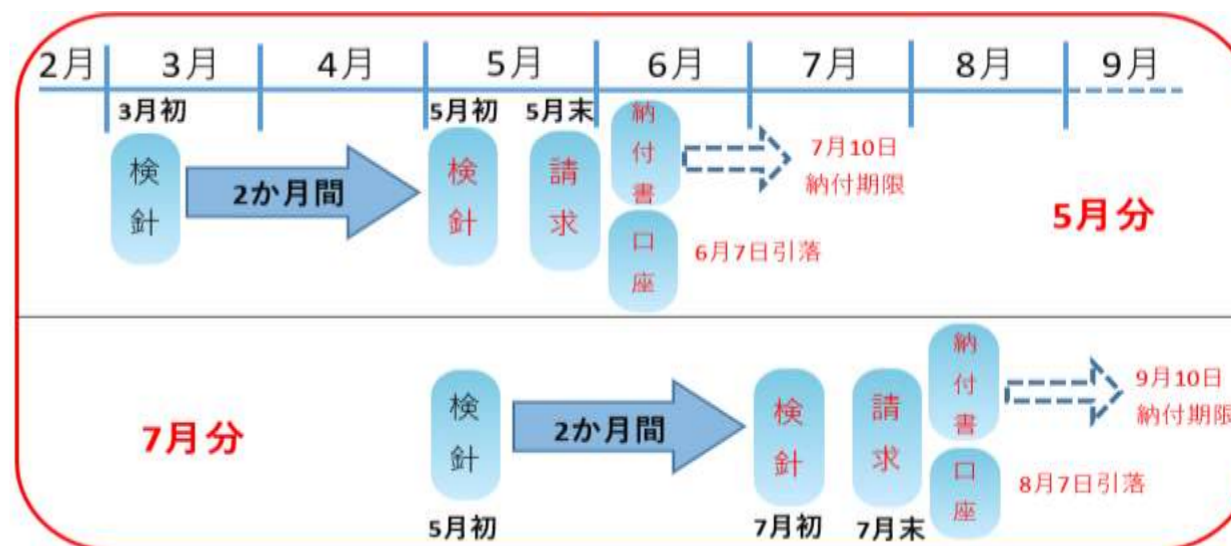
④隔月検針請求のサイクルについて

毎月検針・毎月請求（現行）

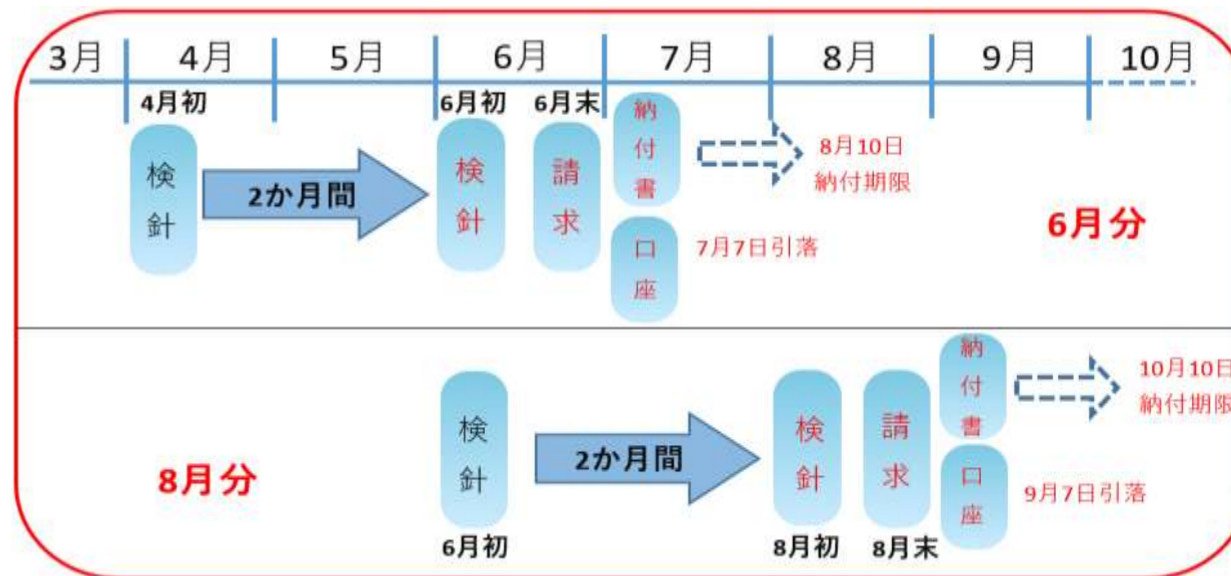


隔月検針・隔月請求（移行後）

【龍ヶ崎市・牛久市の場合】



【取手市・利根町の場合】



隔月検針請求に関するお問合せ先 茨城県南水道企業団 業務課 TEL 0297-66-5132（直通）
業務時間 8：30～17：15（土・日・祝日除く） 詳細はこちら →

